

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)															
7-2 長さ、幅及び高さ	8-2 長さ、幅及び高さ 〔審査事項なし〕															
7-2-1 テスタ等による審査																
(1) 自動車は、次に定める状態で (2) に規定する方法により審査したときに、長さ（セミトレーラにあっては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離）12m（セミトレーラのうち 7-2-2 で定めるものにあっては、13m）、幅 2.5m、高さ 3.8m を超えてはならない。（保安基準第 2 条第 1 項関係、細目告示第 6 条第 1 項及び第 2 項関係、細目告示第 84 条第 1 項及び第 2 項関係） ① 直進姿勢であり、かつ、空車状態 ② はしご自動車のはしご、架線修理自動車のやぐらその他走行中に格納されているものについては、これらの装置を格納した状態 ③ 折畳式のほろ、工作自動車の起重機その他走行中に種々の状態で使用されるものについては、走行中使用される全ての状態。 ただし、外開き式の窓及び換気装置については、これらの装置を閉鎖した状態とし、また、故障した自動車を吊り上げて牽引するための装置（格納できるものに限る。）については、この装置を格納した状態とする。 ④ 車体外に取付けられた後写鏡、後方等確認装置、7-107 に規定する鏡その他の装置及びたわみ式アンテナについては、これらの装置を取外した状態。 この場合において、車体外に取付けられた後写鏡、後方等確認装置、7-107 に規定する鏡その他の装置は、当該装置に取付けられた灯火器及び反射器を含むものとする。 ⑤ 車体外に取付けられた周辺監視装置については、(3) に定める状態での突出量の範囲を超えないものにあっては装置を取外した状態、超えるものにあっては装置が取付けられた状態。 この場合において、当該装置に取付けられた灯火器及び反射器を含むものとする。 (2) 自動車の長さ、幅及び高さは、(1) の状態の自動車を基準面に置き、巻尺等を用いて次に掲げる寸法を測定した値（単位は cm とし、1cm 未満は切り捨てるものとする。）とする。（細目告示第 6 条第 2 項関係、細目告示第 84 条第 2 項関係） ① 長さについては、自動車の最も前方及び後方の部分を基準面に投影した場合において、車両中心線に平行な方向の距離 ② 幅については、自動車の最も側方にある部分〔大型特殊自動車以外の自動車に備えられる回転するタイヤ、ディスクホイール及びこれに付随して回転する部分並びに方向指示器のうち自動車の両側面に備える方向指示器（大型貨物自動車等の両側面の中央部に備えるものを除く。）を除く。〕を基準面に投影した場合において、車両中心線と直交する直線に平行な方向の距離 ③ 高さについては、自動車の最も高い部分と基準面との距離 (3) 次の表の左欄に掲げるものは、同表の中欄で定める状態の自動車を測定した場合において、それぞれ同表の右欄に定める突出量の範囲を超えて突出してはならない。 ただし、周辺監視装置であって (1) ⑤の規定を「装置が取付けられた状態」で適用しているものについては、周辺監視装置欄の規定は適用しない。（保安基準第 2 条第 2 項関係、細目告示第 6 条第 4 項及び第 5 項関係、細目告示第 84 条第 4 項及び第 5 項関係、適用関係告示第 1 条の 2 第 3 項関係） <table><tr><th>種類</th><th>測定する状態</th><th>突出量の範囲</th></tr><tr><td>外開き式の窓及び換気装置</td><td>開放した状態</td><td>自動車の最外側から 250mm 未満、自動車の高さから 300mm 未満</td></tr><tr><td>後写鏡及び後方等確認装置</td><td>取付けられた状態</td><td>自動車の最外側（牽引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合にあっては、その被牽引自動車の最外側）から 250mm 未満、自動車の高さから 300mm 未満 ※令和 5 年 9 月 30 日以前に製作された括弧書きの自動車にあっては「250mm 未満」を「250mm 以下」に読み替えることができる。</td></tr><tr><td>7-107 に規定する鏡その他の装置</td><td>取付けられた状態</td><td>自動車の最外側から 250mm 未満、自動車の高さから 300mm 未満</td></tr><tr><td>周辺監視装置</td><td>取付けられた状態（格納式のものにあっては、展開状態又は格納状態のいずれか突出量が大きい状態） ※令和 5 年 9 月 30 日以前に製作された自動車にあっては括弧書きは適用しない。</td><td>自動車の最外側から 100mm 以下（自動車の左右に備える場合にあっては、自動車の両最外側からの突出量の最大値の合計が 100mm 以下）、自動車の高さから 100mm 以下</td></tr></table> 注：表中の種類欄に掲げる全ての装置について、自動車の長さ方向には、突出量の制限を受けない。		種類	測定する状態	突出量の範囲	外開き式の窓及び換気装置	開放した状態	自動車の最外側から 250mm 未満、自動車の高さから 300mm 未満	後写鏡及び後方等確認装置	取付けられた状態	自動車の最外側（牽引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合にあっては、その被牽引自動車の最外側）から 250mm 未満、自動車の高さから 300mm 未満 ※令和 5 年 9 月 30 日以前に製作された括弧書きの自動車にあっては「250mm 未満」を「250mm 以下」に読み替えることができる。	7-107 に規定する鏡その他の装置	取付けられた状態	自動車の最外側から 250mm 未満、自動車の高さから 300mm 未満	周辺監視装置	取付けられた状態（格納式のものにあっては、展開状態又は格納状態のいずれか突出量が大きい状態） ※令和 5 年 9 月 30 日以前に製作された自動車にあっては括弧書きは適用しない。	自動車の最外側から 100mm 以下（自動車の左右に備える場合にあっては、自動車の両最外側からの突出量の最大値の合計が 100mm 以下）、自動車の高さから 100mm 以下
種類	測定する状態	突出量の範囲														
外開き式の窓及び換気装置	開放した状態	自動車の最外側から 250mm 未満、自動車の高さから 300mm 未満														
後写鏡及び後方等確認装置	取付けられた状態	自動車の最外側（牽引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合にあっては、その被牽引自動車の最外側）から 250mm 未満、自動車の高さから 300mm 未満 ※令和 5 年 9 月 30 日以前に製作された括弧書きの自動車にあっては「250mm 未満」を「250mm 以下」に読み替えることができる。														
7-107 に規定する鏡その他の装置	取付けられた状態	自動車の最外側から 250mm 未満、自動車の高さから 300mm 未満														
周辺監視装置	取付けられた状態（格納式のものにあっては、展開状態又は格納状態のいずれか突出量が大きい状態） ※令和 5 年 9 月 30 日以前に製作された自動車にあっては括弧書きは適用しない。	自動車の最外側から 100mm 以下（自動車の左右に備える場合にあっては、自動車の両最外側からの突出量の最大値の合計が 100mm 以下）、自動車の高さから 100mm 以下														

注：表中の種類欄に掲げる全ての装置について、自動車の長さ方向には、突出量の制限を受けない。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

7-2-2 視認等による審査

7-2-1 (1) の「7-2-2 で定めるもの」とは、物品を積載する装置について視認等その他適切な方法により審査したときに、次のいずれかに該当する構造を有するセミトレーラとする。(保安基準第2条第1項関係、細目告示第6条第3項関係、細目告示第84条第3項関係)

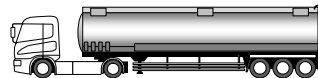
- ① バン又はこれに類するもの（荷台の上方が開放されたものを除く。）

※車体の形状：バンセミトレーラ、冷蔵冷凍セミトレーラ等



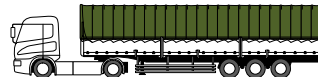
- ② タンク又はこれに類するもの

※車体の形状：タンクセミトレーラ、粉粒体運搬セミトレーラ、コンクリートミキサーセミトレーラ等



- ③ 両側端が固定された幌骨で支持された幌によって荷台の前端から後端までの上方の全てが覆われるもの（可動式のものを除く。）

※車体の形状：セミトレーラ等



- ④ コンテナを専用に積載するための緊締装置を有するもの

※車体の形状：コンテナセミトレーラ等



- ⑤ 専ら車両を運搬する構造のもの

※車体の形状：セミトレーラ等



- ⑥ 荷台に後煽、側煽及び固縛金具を備えるもの又はこれに類するもの（積載する物品の落下を防止するために十分な強度を有するものに限る。）

※車体の形状：セミトレーラ、ダンプセミトレーラ等



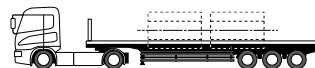
- ⑦ 荷台に固定式のスタンション（荷台の両側端に沿って備えられるスタンション（荷台の前端に沿って備えられるものを除く。）にあっては、脱着式のものであってもよい。）及び固縛金具を備えるもの（積載する物品の落下を防止するために十分な強度を有するものに限る。）

※車体の形状：セミトレーラ等



- ⑧ 船底状にくぼんだ荷台及び固縛金具を備え、かつ、荷台の船底状のくぼみの傾斜角が 27° 以上であるもの（積載する物品の落下を防止するために十分な強度を有するものに限る。）

※車体の形状：セミトレーラ等



7-2-3 書面等による審査

[7-2-2⑥のセミトレーラ]

- (1) 物品を積載する装置について書面その他適切な方法により審査したときに、次の①から④に掲げる全ての構造を有するセミトレーラは、7-2-2⑥の構造要件に適合するものとする。

- ① 鳥居

ア 鳥居の支柱の合計断面係数は、次式により算出された値以上であること。

この場合において、鳥居の支柱の床上高さが側煽の支柱の床上高さを超える場合にあっては、「鳥居の支柱の床上高さ」を「側煽の支柱の床上高さ」と読み替えて適用することができる。

必要な最低合計断面係数 Z (mm^3)

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

$$Z = \frac{F \times 1.6 \times \text{鳥居の支柱の床上高さ (mm)}}{\text{引張り強さ (N/mm}^2\text{)} \times 2}$$

鳥居の支柱に加わる力 F (N)

$$F = \text{当該自動車の最大積載量 (kg)} \times 0.2 \times 10$$

(参考) 必要な最低合計断面係数 (最大積載量 30,000kg、材質 SS400 の場合)

鳥居の支柱の床上高さ	最低合計断面係数
1,000mm	120,000mm ³
1,200mm	144,000mm ³
1,400mm	168,000mm ³
1,600mm	192,000mm ³
1,800mm	216,000mm ³
2,000mm	240,000mm ³
2,200mm	264,000mm ³
2,400mm	288,000mm ³

イ 鳥居の面材の厚さは、材質に応じて次表に掲げる厚さ以上であること。

なお、表に掲げる材質以外のものを用いる場合には、同等強度以上のものであればよい。

	木材	鋼板	アルミ板
最低厚さ	21mm	4.5mm	9mm

② 側煽

ア 側煽の片側分の合計強度は、当該車両の最大積載量に 0.1 を乗じた値を等分布にて負荷したときに、破壊安全率が 1.6 以上あること。

(参考) アルミ形材製煽 1 枚あたりの強度

高さ×長さ 断面厚さ	800mm×4,000mm	1,000mm×4,000mm	1,200mm×4,000mm
30mm	24kN	15kN	10kN
38mm	39kN	25kN	17kN

寸法違い時の強度計算例

厚さ 30mm、高さ 1,200mm、長さ 4,500mm の場合

(厚さ 38mm、高さ 1,000mm、長さ 4,000mm を基準寸法とする。)

厚さが 30mm に減少した場合の強度 Fw (kN)

$$Fw = 25 \times \left\{ \frac{30}{38} \right\}^2 = 15.6$$

高さが 1,200mm に拡大した場合の強度 Fh (kN)

$$Fh = Fw \times \left\{ \frac{1,000}{1,200} \right\}^2 = 10.8$$

長さが 4,500mm に拡大した場合の強度 Fl (kN)

$$Fl = Fh \times \left\{ \frac{4,000}{4,500} \right\}^2 = 8.5$$

よって、1 枚あたりの強度は 8.5kN となる。

イ 側煽の支柱の 1 本毎の断面係数は、次式により算出された値以上であること。

必要な最低断面係数 Z (mm³)

$$Z = \frac{F \times 1.6 \times \text{側煽の支柱の床上高さ (mm)}}{\text{側煽の片側分の支柱の本数} \times \text{引張り強さ (N/mm}^2\text{)}}$$

側煽の支柱 1 本に加わる力 F (N)

$$F = \frac{\text{当該自動車の最大積載量 (kg)} \times 0.1 \times 10}{\text{側煽の片側分の枚数} \times 2}$$

(参考) 必要な最低断面係数 (最大積載量 30,000kg、材質 SS400 の場合)

側煽の支柱の床上高さ 側煽の片側分の支柱本数	800mm	1,000mm	1,200mm
1 本	12,000mm ³	15,000mm ³	18,000mm ³
2 本	8,000mm ³	10,000mm ³	12,000mm ³
3 本	6,000mm ³	7,500mm ³	9,000mm ³

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

- ③ 後煽
後煽を備えること。

- ④ 固縛金具
固縛金具は、次表に掲げる個数以上を備えること。

定格荷重	最低個数
10kN	24 対
15kN	16 対
20kN	12 対
30kN	8 対

※ 定格荷重の異なる固縛金具を備える場合にあっては、定格荷重が一番小さなものに対応する個数以上であること。

[7-2-2⑥のセミトレーラに類するもの]

(2) 物品を積載する装置について書面その他適切な方法により審査したときに、次の①から③に掲げる全ての構造を有するセミトレーラは、7-2-2⑥の構造要件に適合するものとする。

ただし、③については④又は⑤の構造であってもよい。

- ① 前壁

前壁の合計断面係数は、アの式により算出された値以上であること。

この場合において、前壁の床上高さが側壁の床上高さを超える場合にあっては、「前壁の床上高さ」を「側壁の床上高さ」と読み替えて適用することができ、また、前壁が床面及び左右側壁の3面と溶接又はリベットにより結合されている場合にあっては、「降伏点 (N/mm²) × 2」を「降伏点 (N/mm²) × 8」と読み替えて適用することができる。

ア 必要な最低合計断面係数 Z (mm³)

$$Z = \frac{F \times 1.3 \times \text{前壁の床上高さ (mm)}}{\text{降伏点 (N/mm}^2\text{)} \times 2}$$

前壁に加わる力 F (N)

$$F = \text{当該自動車の最大積載量 (kg)} \times 0.6 \times 10$$

(参考) 必要な最低合計断面係数 (最大積載量 30,000kg、材質 SS400 の場合)

前壁の床上高さ	最低合計断面係数
400mm	191,100mm ³
800mm	382,100mm ³
1,200mm	573,100mm ³
1,600mm	764,100mm ³
2,000mm	955,200mm ³
2,400mm	1,146,200mm ³

※ 「降伏点 (N/mm²) × 2」を「降伏点 (N/mm²) × 8」と読み替えて適用した場合には、最低合計断面係数欄の数値は 1/4 となる。

- ② 側壁

側壁の合計断面係数は、アの式により算出された値以上であること。

この場合において、次に掲げる (ア) から (ウ) のいずれかに該当する場合にあっては、「降伏点 (N/mm²) × 2」を「降伏点 (N/mm²) × 8」と読み替えて適用することができる。

(ア) 側壁が床面、前壁及び後壁の3面と溶接又はリベットにより結合されている場合

(イ) 側壁が床面及び前壁の2面と溶接又はリベットにより結合されており、かつ、後煽又は後扉と結合するヒンジ部又は開閉部のピン径がイの式により算出された値以上の場合

(ウ) 側壁が床面及び前壁の2面と溶接又はリベットにより結合されており、かつ、対面する側壁の上端付近において溶接、リベット、ボルト・ナット又はピンにより結合された梁等の合計断面積がウの式により算出された値以上の場合

ア 必要な最低合計断面係数 Z (mm³)

$$Z = \frac{F \times 1.3 \times \text{側壁の床上高さ (mm)}}{\text{降伏点 (N/mm}^2\text{)} \times 2}$$

側壁に加わる力 F (N)

$$F = \text{当該自動車の最大積載量 (kg)} \times 0.5 \times 10$$

(参考) 必要な最低合計断面係数 (最大積載量 30,000kg、材質 SS400 の場合)

側壁の床上高さ	最低合計断面係数
400mm	159,200mm ³

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

800mm	318,400mm ³
1,200mm	477,600mm ³
1,600mm	636,800mm ³
2,000mm	796,000mm ³
2,400mm	955,200mm ³

※「降伏点 (N/mm²) ×2」を「降伏点 (N/mm²) ×8」と読み替えて適用した場合には、最低合計断面係数欄の数値は 1/4 となる。

イ 必要な最低ピン径 ϕd (mm)

$$d = \sqrt{\frac{(F + \text{後煽又は後扉の自重 (N)}) \times 2 \times 4}{\text{ピン数 (個)} \times \text{引張強さ (N/mm}^2) \times \pi}}$$

後煽又は後扉に加わる力 F (N)

$$F = \text{当該自動車の最大積載量 (kg)} \times 0.35 \times 10$$

(参考) 必要な最低ピン径 (最大積載量 30,000kg、後煽又は後扉の自重 2,000N、材質 SS400 の場合)

ピン数	最低ピン径
2 個	ϕ 19mm
4 個	ϕ 14mm
6 個	ϕ 11mm
8 個	ϕ 10mm

ウ 梁等に必要な最低合計断面積 A (mm²)

$$A = \frac{\text{当該自動車の最大積載量 (kg)} \times 0.5 \times 10 \times 1.3}{\text{降伏点 (N/mm}^2) \times 2}$$

③ 後壁

後壁の合計断面係数は、アの式により算出された値以上であること。

この場合において、後壁が床面及び左右側壁の 3 面と溶接又はリベットにより結合されている場合にあっては、「降伏点 (N/mm²) ×2」を「降伏点 (N/mm²) ×8」と読み替えて適用することができる。

ア 必要な最低合計断面係数 Z (mm³)

$$Z = \frac{F \times 1.3 \times \text{後壁の床上高さ (mm)}}{\text{降伏点 (N/mm}^2) \times 2}$$

後壁に加わる力 F (N)

$$F = \text{当該自動車の最大積載量 (kg)} \times 0.35 \times 10$$

(参考) 必要な最低合計断面係数 (最大積載量 30,000kg、材質 SS400 の場合)

後壁の床上高さ	最低合計断面係数
400mm	111,500mm ³
800mm	222,900mm ³
1,200mm	334,300mm ³
1,600mm	445,800mm ³
2,000mm	557,200mm ³
2,400mm	668,600mm ³

※「降伏点 (N/mm²) ×2」を「降伏点 (N/mm²) ×8」と読み替えて適用した場合には、最低合計断面係数欄の数値は 1/4 となる。

④ 後煽

後煽の合計断面係数は、アの式により算出された値以上であること。

この場合において、後煽のヒンジ部及び開閉部のピン径がそれぞれイの式により算出された値以上の場合にあっては、アの式にかかわらずウの式を適用することができる。

ア 必要な最低合計断面係数 Z (mm³)

$$Z = \frac{F \times 1.3 \times \text{後煽の床上高さ (mm)}}{\text{降伏点 (N/mm}^2) \times 2}$$

後煽に加わる力 F (N)

$$F = \text{当該自動車の最大積載量 (kg)} \times 0.35 \times 10$$

(参考) 必要な最低合計断面係数 (最大積載量 30,000kg、材質 SS400 の場合)

後煽の床上高さ	最低合計断面係数
---------	----------

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

400mm	111,500mm ³
800mm	222,900mm ³
1,200mm	334,300mm ³
1,600mm	445,800mm ³
2,000mm	557,200mm ³
2,400mm	668,600mm ³

イ 必要な最低ピン径 ϕd (mm)

$$d = \sqrt{\frac{(F + \text{後煽の自重 (N)}) \times 2 \times 4}{\text{ピン数 (個)} \times \text{引張強さ (N/mm}^2\text{)} \times \pi}}$$

後煽に加わる力 F (N)

$$F = \text{当該自動車の最大積載量 (kg)} \times 0.35 \times 10$$

(参考) 必要な最低ピン径 (最大積載量 30,000kg、後煽の自重 2,000N、材質 SS400 の場合)

ピン数	最低ピン径
2 個	$\phi 19\text{mm}$
4 個	$\phi 14\text{mm}$
6 個	$\phi 11\text{mm}$
8 個	$\phi 10\text{mm}$

ウ 必要な最低合計断面係数 Z (mm³)

$$Z = \frac{F \times 1.3 \times (2 \times l_2 + l_3) \times (4 \times (l_1 + l_2 + l_3) \times l_1 + 2 \times l_2 \times l_3 + l_3^2)}{\text{降伏点 (N/mm}^2\text{)} \times 8 \times (l_1 + l_2 + l_3)^2}$$

l_1 (mm) : 後煽上端から上部締結位置中心までの高さ方向の距離

($l_1 < 0$ の場合は $l_1 = 0$)

l_2 (mm) : 床面から下部締結位置中心までの高さ方向の距離

l_3 (mm) : 後煽上端までの床上高さ

後煽に加わる力 F (N)

$$F = \text{当該自動車の最大積載量 (kg)} \times 0.35 \times 10$$

⑤ 後扉

後扉の合計断面係数は、アの式により算出された値以上であること。

この場合において、後扉のヒンジ部及び開閉部のピン径がそれぞれイの式により算出された値以上の場合にあっては、「降伏点 (N/mm²) × 2」を「降伏点 (N/mm²) × 8」と読み替えて適用することができる。

ア 必要な最低合計断面係数 Z (mm³)

$$Z = \frac{F \times 1.3 \times \text{後扉の床上高さ (mm)}}{\text{降伏点 (N/mm}^2\text{)} \times 2}$$

後扉に加わる力 F (N)

$$F = \text{当該自動車の最大積載量 (kg)} \times 0.35 \times 10$$

(参考) 必要な最低合計断面係数 (最大積載量 30,000kg、材質 SS400 の場合)

後扉の床上高さ	最低合計断面係数
400mm	111,500mm ³
800mm	222,900mm ³
1,200mm	334,300mm ³
1,600mm	445,800mm ³
2,000mm	557,200mm ³
2,400mm	668,600mm ³

※「降伏点 (N/mm²) × 2」を「降伏点 (N/mm²) × 8」と読み替えて適用した場合には、最低合計断面係数欄の数値は 1/4 となる。

イ 必要な最低ピン径 ϕd (mm)

$$d = \sqrt{\frac{(F + \text{後扉の自重 (N)}) \times 2 \times 4}{\text{ピン数 (個)} \times \text{引張強さ (N/mm}^2\text{)} \times \pi}}$$

後扉に加わる力 F (N)

$$F = \text{当該自動車の最大積載量 (kg)} \times 0.35 \times 10$$

(参考) 必要な最低ピン径 (最大積載量 30,000kg、後扉の自重 2,000N、材質 SS400 の場合)

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

ピン数	最低ピン径
2 個	φ 19mm
4 個	φ 14mm
6 個	φ 11mm
8 個	φ 10mm

[7-2-2⑦のセミトレーラ]

(3) 物品を積載する装置について書面その他適切な方法により審査したときに、次の①から③に掲げる全ての構造を有するセミトレーラは、7-2-2⑦の構造要件に適合するものとする。

ただし、①については④の構造であってもよい。

① 前面スタンション

ア 前面スタンションの断面寸法は、100mm×100mm×6mm^t又はφ 139.8mm×4.5mm^t以上であること。

イ 前面スタンションの本数は、次式により算出された値以上であること。

この場合において、前面スタンションの床上高さが仮想最高重心高さを超える場合にあっては、「前面スタンションの床上高さ」を「仮想最高重心高さ」と読み替えて適用することができる。

必要な最低本数 N

$$N \geq \frac{\text{当該自動車の最大積載量 (kg)} \times 0.2 \times 10}{W}$$

破壊荷重 W (N)

$$W = \frac{\text{引張り強さ (N/mm}^2\text{)} \times \text{前面スタンションの断面係数 (mm}^3\text{)}}{1.6 \times \text{前面スタンションの床上高さ (mm)}}$$

(参考) 必要な最低本数 (最大積載量 30,000kg、断面寸法 100mm×100mm×6mm^t、材質 SS400 の場合)

前面スタンションの床上高さ	最低本数
800mm	4 本
1,000mm	4 本
1,200mm	5 本

ウ 積載する物品の突出を防止するために前面スタンションに面材を取付ける場合にあっては、材質に応じて次表に掲げる厚さ以上のものであること。

なお、表に掲げる材質以外のものを用いる場合には、同等強度以上のものであればよい。

	木材	鋼板	アルミ板
最低厚さ	21mm	4.5mm	9mm

② 側面スタンション

側面スタンションの片側分の本数は、次式により算出された値以上であること。

この場合において、側面スタンションの床上高さが仮想最高重心高さを超える場合にあっては、「側面スタンションの床上高さ」を「仮想最高重心高さ」と読み替えて適用することができる。

必要な最低本数 N

$$N \geq \frac{\text{当該自動車の最大積載量 (kg)} \times 0.1 \times 10}{W}$$

破壊荷重 W (N)

$$W = \frac{\text{引張り強さ (N/mm}^2\text{)} \times \text{側面スタンションの断面係数 (mm}^3\text{)}}{1.6 \times \text{側面スタンションの床上高さ (mm)}}$$

(参考) 必要な最低本数 (最大積載量 30,000kg、材質 SS400 の場合)

側面スタンションの床上高さ 断面寸法 (断面係数)	800mm	1,000mm	1,200mm
100mm× 50mm×3.2mm ^t (15,200mm ³)	7 対	8 対	10 対
75mm× 75mm×4.5mm ^t (26,300mm ³)	4 対	5 対	6 対
100mm×100mm×3.2mm ^t (37,500mm ³)	3 対	4 対	4 対
100mm×100mm×4.5mm ^t (49,900mm ³)	2 対	3 対	3 対
100mm×100mm×6mm ^t (62,300mm ³)	2 対	2 対	3 対
φ 89.1mm×3.2mm ^t (17,900mm ³)	6 対	7 対	9 対
φ 101.6mm×4.2mm ^t (30,055mm ³)	4 対	4 対	5 対
φ 114.3mm×4.5mm ^t (41,000mm ³)	3 対	3 対	4 対
φ 139.8mm×4.5mm ^t (62,685mm ³)	2 対	2 対	3 対

③ 固縛金具

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

固縛金具は、次表に掲げる個数以上を備えること。

定格荷重	最低個数
10kN	24 対
15kN	16 対
20kN	12 対
30kN	8 対

※ 定格荷重の異なる固縛金具を備える場合にあっては、定格荷重が一番小さなものに対応する個数以上であること。

④ 鳥居

ア 鳥居の支柱の合計断面係数は、次式により算出された値以上であること。

この場合において、鳥居の支柱の床上高さが側面スタンションの床上高さを超える場合にあっては、「鳥居の支柱の床上高さ」を「側面スタンションの床上高さ」と読み替えて適用することができる。

必要な最低合計断面係数 Z (mm³)

$$Z = \frac{F \times 1.6 \times \text{鳥居の支柱の床上高さ (mm)}}{\text{引張り強さ (N/mm}^2\text{)} \times 2}$$

鳥居の支柱に加わる力 F (N)

$$F = \text{当該自動車の最大積載量 (kg)} \times 0.2 \times 10$$

(参考) 必要な最低合計断面係数 (最大積載量 30,000kg、材質 SS400 の場合)

鳥居の支柱の床上高さ	最低合計断面係数
1,000mm	120,000mm ³
1,200mm	144,000mm ³
1,400mm	168,000mm ³
1,600mm	192,000mm ³
1,800mm	216,000mm ³
2,000mm	240,000mm ³
2,200mm	264,000mm ³
2,400mm	288,000mm ³

イ 鳥居の面材の厚さは、材質に応じて次表に掲げる厚さ以上であること。

なお、表に掲げる材質以外のものを用いる場合には、同等強度以上のものであればよい。

	木材	鋼板	アルミ板
最低厚さ	21mm	4.5mm	9mm

[7-2-2⑧のセミトレーラ]

(4) 物品を積載する装置について書面その他適切な方法により審査したときに、次の①から③に掲げる全ての構造を有するセミトレーラは、7-2-2⑧の構造要件に適合するものとする。

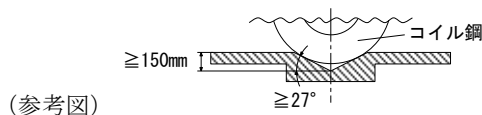
ただし、②については④の構造であってもよい。

① 船底状のくぼみ

ア 船底状のくぼみの構造は、溶接により車体と一体となっているものであること。

イ 船底状のくぼみの傾斜角は、27° 以上であること。

ウ 船底状のくぼみの深さは、150mm 以上であること。



② 鳥居

ア 鳥居の支柱の合計断面係数は、次式により算出された値以上であること。

必要な最低合計断面係数 Z (mm³)

$$Z = \frac{F \times 1.6 \times \text{鳥居の支柱の床上高さ (mm)}}{\text{引張り強さ (N/mm}^2\text{)} \times 2}$$

鳥居の支柱に加わる力 F (N)

$$F = \text{当該自動車の最大積載量 (kg)} \times 0.2 \times 10$$

(参考) 必要な最低合計断面係数 (最大積載量 30,000kg、材質 SS400 の場合)

鳥居の支柱の床上高さ	最低合計断面係数
1,000mm	120,000mm ³

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

1,200mm	144,000mm ³
1,400mm	168,000mm ³
1,600mm	192,000mm ³
1,800mm	216,000mm ³
2,000mm	240,000mm ³
2,200mm	264,000mm ³
2,400mm	288,000mm ³

イ 鳥居の面材の厚さは、材質に応じて次表に掲げる厚さ以上であること。

なお、表に掲げる材質以外のものを用いる場合には、同等強度以上のものであればよい。

	木材	鋼板	アルミ板
最低厚さ	21mm	4.5mm	9mm

③ 固縛金具

固縛金具は、次表に掲げる個数以上を備えること。

定格荷重	最低個数
10kN	24 対
15kN	16 対
20kN	12 対
30kN	8 対

※ 定格荷重の異なる固縛金具を備える場合にあっては、定格荷重が一番小さなものに対応する個数以上であること。

④ 前面スタンション

ア 前面スタンションの断面寸法は、100mm×100mm×6mm[†]又はφ139.8mm×4.5mm[†]以上であること。

イ 前面スタンションの本数は、次式により算出された値以上であること。

この場合において、前面スタンションの床上高さが仮想最高重心高さを超える場合にあっては、「前面スタンションの床上高さ」を「仮想最高重心高さ」と読み替えて適用することができる。

必要な最低本数 N

$$N \geq \frac{\text{当該自動車の最大積載量 (kg)} \times 0.2 \times 10}{W}$$

破壊荷重 W (N)

$$W = \frac{\text{引張り強さ (N/mm}^2\text{)} \times \text{前面スタンションの断面係数 (mm}^3\text{)}}{1.6 \times \text{前面スタンションの床上高さ (mm)}}$$

(参考) 必要な最低本数 (最大積載量 30,000kg、断面寸法 100mm×100mm×6mm[†]、材質 SS400 の場合)

前面スタンションの床上高さ	最低本数
800mm	4 本
1,000mm	4 本
1,200mm	5 本

ウ 積載する物品の突出を防止するために前面スタンションに面材を取付ける場合にあっては、材質に応じて次表に掲げる厚さ以上のものであること。

なお、表に掲げる材質以外のものを用いる場合には、同等強度以上のものであればよい。

	木材	鋼板	アルミ板
最低厚さ	21mm	4.5mm	9mm

7-2-4 適用関係の整理

- (1) 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、7-2-5 (従前規定の適用①) を適用する。(適用関係告示第 1 条の 2 第 1 項関係)
- (2) 平成 22 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、7-2-6 (従前規定の適用②) を適用する。(適用関係告示第 1 条の 2 第 2 項関係)

7-2-5 従前規定の適用①

昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 1 条の 2 第 1 項関係)

7-2-5-1 テスタ等による審査

- (1) 自動車は、次に定める状態で巻尺等その他適切な方法により審査したときに、長さ (セミトレーラにあっては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離) 12m (セミトレーラのうち 7-2-5-2 で定めるものにあっては、13m)、幅 2.5m、高さ 3.8m を超えてはならない。

① 空車状態

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
② はしご自動車のはしご、架線修理自動車のやぐらその他走行中に格納されているものについては、これらの装置を格納した状態 ③ 折畳式のほろ、工作自動車の起重機その他走行中に種々の状態で使用されるものについては、走行中使用される全ての状態。 ただし、外開き式の窓及び換気装置並びに腕木式方向指示器については、これらの装置を閉鎖又は格納した状態とし、また、故障した自動車を吊り上げて牽引するための装置（格納できるものに限る。）については、この装置を格納した状態とする。 ④ 車体外に取付けられた側方衝突警報装置、後写鏡、後方等確認装置、7-107 に規定する鏡その他の装置及びたわみ式アンテナについては、これらの装置を取外した状態。 この場合において、車体外に取付けられた側方衝突警報装置、後写鏡、後方等確認装置及び7-107 に規定する鏡その他の装置は、当該装置に取付けられた灯火器及び反射器を含むものとする。 ⑤ 直進姿勢にある状態 (2) 自動車の長さ、幅及び高さは、(1) の状態の自動車を基準面に置き、巻尺等を用いて次に掲げる寸法を測定した値（単位は cm とし、1cm 未満は切り捨てるものとする。）とする。 ① 長さについては、自動車の最も前方及び後方の部分を基準面に投影した場合において、車両中心線に平行な方向の距離 ② 幅については、自動車の最も側方にある部分（大型特殊自動車以外の自動車で備えられる回転するタイヤ及びディスクホイール並びにこれに付随して回転する部分を除く。）を基準面に投影した場合において、車両中心線と直交する直線に平行な方向の距離 ③ 高さについては、自動車の最も高い部分と基準面との距離 (3) 外開き式の窓及び換気装置、腕木式方向指示器、側方衝突警報装置（検知センサー及び検知センサー附属品に限る。）、後写鏡、後方等確認装置並びに 7-107 に規定する鏡その他の装置は、次に定める状態（腕木式方向指示器にあっては、作動した状態）で測定するものとし、この場合において、これらの装置（側方衝突警報装置を除く。）にあっては、その自動車の最外側から 250mm 以上、その自動車の高さから 300mm 以上、側方衝突警報装置（検知センサー及び検知センサー附属品に限る。）にあっては、その自動車の最外側から 100mm を超えて突出してはならない。 ただし、その自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する牽引自動車の後写鏡及び後方等確認装置に限り、被牽引自動車の最外側から 250mm まで突出することができる。 ① 外開き式の窓及び換気装置にあっては、開放した状態 ② 側方衝突警報装置、後写鏡、後方等確認装置並びに 7-107 に規定する鏡その他の装置にあっては、取付けられた状態 7-2-5-2 視認等による審査 7-2-5-1 (1) の「7-2-5-2 で定めるもの」とは、物品を積載する装置について視認等その他適切な方法により審査したときに、7-2-2 の①から⑧のいずれかに該当する構造を有するセミトレーラとする。 7-2-5-3 書面等による審査 7-2-3 に同じ。 7-2-6 従前規定の適用② 平成 22 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 1 条の 2 第 2 項関係） 7-2-6-1 テスタ等による審査 (1) 自動車は、次に定める状態で巻尺等その他適切な方法により審査したときに、長さ（セミトレーラにあっては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離）12m（セミトレーラのうち 7-2-6-2 で定めるものにあっては、13m）、幅 2.5m、高さ 3.8m を超えてはならない。 ① 空車状態 ② はしご自動車のはしご、架線修理自動車のやぐらその他走行中に格納されているものについては、これらの装置を格納した状態 ③ 折畳式のほろ、工作自動車の起重機その他走行中に種々の状態で使用されるものについては、走行中使用される全ての状態。 ただし、外開き式の窓及び換気装置については、これらの装置を閉鎖した状態とし、また、故障した自動車を吊り上げて牽引するための装置（格納できるものに限る。）については、この装置を格納した状態とする。 ④ 車体外に取付けられた側方衝突警報装置、後写鏡、後方等確認装置、7-107 に規定する鏡その他の装置及びたわみ式アンテナについては、これらの装置を取外した状態。 この場合において、車体外に取付けられた側方衝突警報装置、後写鏡、後方等確認装置及び7-107 に規定する鏡その他の装置は、当該装置に取付けられた灯火器及び反射器を含むものとする。 ⑤ 直進姿勢にある状態 (2) 自動車の長さ、幅及び高さは、(1) の状態の自動車を基準面に置き、巻尺等を用いて次に掲げる寸法を測定した値（単位は cm とし、1cm 未満は切り捨てるものとする。）とする。 ① 長さについては、自動車の最も前方及び後方の部分を基準面に投影した場合において、車両中心線に平行な方向の距	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
離 ② 幅については、自動車の最も側方にある部分（大型特殊自動車以外の自動車に備えられる回転するタイヤ及びディスクホイール並びにこれに付随して回転する部分を除く。）を基準面に投影した場合において、車両中心線と直交する直線に平行な方向の距離 ③ 高さについては、自動車の最も高い部分と基準面との距離 (3) 外開き式の窓及び換気装置、側方衝突警報装置（検知センサー及び検知センサー附属品に限る。）、後写鏡、後方等確認装置並びに 7-107 に規定する鏡その他の装置は、次に定める状態で測定するものとし、この場合において、これらの装置（側方衝突警報装置を除く。）にあつては、その自動車の最外側から 250mm 以上、その自動車の高さから 300mm 以上、側方衝突警報装置（検知センサー及び検知センサー附属品に限る。）にあつては、その自動車の最外側から 100mm を超えて突出してはならない。 ただし、その自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する牽引自動車の後写鏡及び後方等確認装置に限り、被牽引自動車の最外側から 250mm まで突出することができる。 ① 外開き式の窓及び換気装置にあつては、開放した状態 ② 側方衝突警報装置、後写鏡、後方等確認装置及び 7-107 に規定する鏡その他の装置にあつては、取付けられた状態 7-2-6-2 視認等による審査 7-2-6-1 (1) の「7-2-6-2 で定めるもの」とは、物品を積載する装置について視認等その他適切な方法により審査したときに、7-2-2 の①から⑧のいずれかに該当する構造を有するセミトレーラとする。 7-2-6-3 書面等による審査 7-2-3 に同じ。	